

さんきゅうだより



〒190-0021 東京都立川市羽衣町 3-14-13

TEL /FAX 042-512-7541

E-mail: sanqtachikawa@tbz.t-com.ne.jp

[http:// sanq-h.org/](http://sanq-h.org/)

特定非営利活動法人 さんきゅうハウス



2023 年2月発行

乏しい公助と貧困の深刻化

吉田和雄（さんきゅうハウス理事）

さんきゅうハウスは2023年元旦お雑煮会も終了し、炊き出し弁当、カフェ、多摩地域へのパン配食活動なども始めています。昨年末には長年の利用者が自宅アパートで急逝、コロナ禍で利用者、スタッフが罹患するなどしながら今年も12年目の活動を始めました。

生活困窮者を取り巻く環境は昨年来厳しさを増しました。物価高騰による生活苦、コロナ禍による失業・減収、年金の実質切り下げは、生活保護利用者、高齢の年金生活者などの生活を直撃しています。それに生きづらさを抱えた20代の若者、女性、賃上げどころか非正規の仕事を転々とし住まいを失う30代、50代の人がかかります。毎週土曜日のさんきゅうハウスの炊き出し弁当・食糧配布に並ぶ人たちは先着順で60人分（2か所）ですが、都内池袋で隔週の食糧配布を実施しているTENOHASIは昨年秋から600食を超え、新宿で毎週食糧配布している新宿ホップラスでは700食近くを配っています。TENOHASIの報告ではリーマンショック後の食糧配布でも400食が最高だったようです。「普通の人が増えた」ともいいます。「そんなもんなんだ」という人もいますが、昼間暖房を節約している年金暮らしの高齢者や子どもを抱える女性たちが、生活の足しにと徒歩や電車で寒空の下2時間の行列待ちをして食糧を受け取りにきているのです。政府、東京都など自治体はこうした実態を知っているのでしょうか。対策を取ろうとしているのでしょうか。昨年11月、さんきゅうハウスも参加するいのちとくらしを守るコロナ災害緊急アクションらが政府交渉を行いました。

「政府は東京都内で生活保護利用者が相部屋で手元

に5千円しか残らない無料低額宿泊所があるのを放置していてよいのか」「在日外国人の仮放免の人6000人が医療にもかかれず就労もできない状態に置かれているのは人権侵害ではないか」「来年から（今年1月から）特例貸付の償還が始まるが大半の人は収入も増えていないので免除できないのか」。全てゼロ回答でした。厚労省社会援護局の担当者曰く「無低宿泊所の利用は申請者本人の意志で決定されていますから」というのには開いた口が塞がりませんでした。わたしたちも直面する生活保護申請者を無低に案内するのは自治体です。本人の意志ではありません。断れば申請を辞退するしかありません。

東京都との交渉も12月、17団体で東京都議会議員も4人が参加して行いました。都交渉では国への交渉課題に加えて「水道代を滞納した人に通知だけで供給を止めることがないように」「住居を失った人にビジネスホテルの緊急一時宿泊を」などの要望も提出しましたが、こちらもゼロ回答でした。理由は「コロナ禍の特例対応は終了したから」というもので、国と全く同様の対応でした。

軍事費やオリンピックでは巨額の税金を投入しながら、生活困窮者には単発の給付金、貸付金などで対応するだけです。昨年末の50代の相談者は、手取り17万円の給料から11万円を税金滞納（国保料、住民税）に差し押さえられ、アパート代を払えずホームレス状態になりました。1月弁護士同行で立川市徴税課と交渉、2月以後は毎月2万円徴収になる予定。生存権を顧みない国と自治体を変えていきましょう。

若者、高齢者支援と見守りの課題

さんきゅうハウス理事長 大沢 豊

2020年春から始まった新型コロナによる困窮者の続出は驚くほどの勢いでした。社会が困難に陥る時、真っ先に影響を受けたのが、ぎりぎりの生活をしている若者たちでした。困窮者支援団体でつくる「反貧困ネットワーク」理事長の宇都宮弁護士は「最近相談者の60%は20-30代の若者、うつ病など心の病をかかえる相談者が70%を超えている」と発言しておられます。私たちの実感としてもそのとおりだと思います。20年ほど前に始めた「ホームレス支援」では、炊き出しや生活保護に繋ぐだけで夫々の人生を取り戻していく人たちがほとんどでした。しかし、今ではアパートに入居して生保に繋いでもうまく生活を送れない人たちが多くいます。

多くの若者が頼れる家族がいない、家族と疎遠、リアルな友人がいない（少ない）ので困窮時に一人で悩むことになります。アパートに一人で住んでいても解決できない状態が続く「うつ状態」となり、郵便受けさえ開けられず、公共料金の通知さえ見ることなく電気・ガス・水道のお金を払えず停止してしまいます。こうした若者が連絡をしてきました。生保に繋ぎ、年末の非課税世帯への給付金5万円を受け取れるようにして電気・水道が通じるようになりました。この若者の部屋は「プチごみ屋敷」でしたが、なんとか一人でごみを減らしていくことができるようになりました。通院できていなかった精神の診療所にも通い始めると言っています。

実家との折り合いが悪く、家出をして野宿状態にあった若者がいました。精神的な課題を抱えているようでしたが、アパートに住み始めて生保に繋がりました。しかし程なくアパートに戻らなくなりました。連絡も取れず生保が一時停止となっています。

両親が亡くなり姉妹で住んでいたが、妹が精神疾患で一緒に居られなくて数年間ネットカフェで生活している女性からヘルプの連絡がありました。住まいが立川市ではなかったことと本人の希望で別の支援団体につなぎ、その地域で生活保護申請をし、女性保護施設で一時生活した後にアパート入居をする

ことで課題が解決しそうだということでした。この案件も精神疾患の妹さんの支援まで繋げなくてはならないでしょう。

一方、高齢者ではアパートに住んでいても他人がアパートに同居し始め、その人から追い出されて路上生活になるケースも出てきています。その方は優しいのか困っている人をアパートで受け入れている内に、その人からアパートを乗っ取られてしまったということでした。以前にも同様のケースがあって、気が弱い人が別の人から追い出されることがありました。私たちが何とか元に戻しましたが、一人で自分の権利さえ守れない人たちがいます。誰かが支援しないと安定した生活が出来ません。

ある人は生保を受けている単身高齢でありながら、故郷に残した困窮した高齢の兄弟にわずかな金額の送金をしていました。その支援のために何とか仕事をしたいと、「オレオレ詐欺」にそれと分からず加担し、逮捕され生活保護を打ち切られ、住まいを無くし、有罪・執行猶予2年の判決を受け、拘置所を出て「今日住むところがない何とかして」と言ってくる人もいます。

生活保護を受けて一人でアパートに住んでいる70代の男性で、電気・ガス・水道が停止となり家に住めないという人がいました。家に行ってみると驚くほどの「ごみ屋敷」でした。「片付けを手伝いましょう」と言っても「俺がやるからいいよ」と言って拒否をします。年が明けてケースワーカーにこの実態を告げた時には、その方は自転車の事故で亡くなっておられました。生活保護という公的支援に繋がっても、ケースワーカーの不足で十分な支援を受けられない人が多くいるという実態があります。私たちのようなボランティアでは十分な支援はできません。こんな現場を行政は把握し、予算と支援の知識を持った人材を確保しなくてはなりません。政府は「敵基地攻撃能力強化」などと言っている場合ではありません。まず、国民一人ひとりが困窮せずに暮らせるようにすべきです。

全国の勝訴判決に続こう — いのちのとりで裁判 —

田所良平（弁護士）

●コロナ不況や物価高騰など、私たち国民の苦境を支える生活保護は、保護費が低すぎて人間らしい生活を営むことができない状況にあります。生活保護基準は、生活保護制度だけでなく、就学援助や税金の減免基準等とも連動。憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的な水準を定めるものですが、あまりにも低すぎます。その大きな要因が 2013 年から 2015 年にかけて安倍政権が強行した生活保護基準の引き下げでした。

この引き下げを元に戻すよう求める裁判が「いのちのとりで裁判」です。

●この裁判では、全国の原告団（1000 名以上が提訴）、弁護団（総勢約 300 名）、支援者（数えきれません）が一丸となってたたかってきました。裁判では、憲法学者、行政法学者や、経済学者など、たくさんの専門家にも協力をしてもらっています。その成果で、国が説明する引き下げの根拠がデタラメであることが明らかになりました。

わかりやすくいうと、国は 2008 年から 2011 年までに「デフレ」（物価の下落）があり、生活保護費が余るようになったことを主な理由として、保護基準を引き下げたのです。しかし、実際には「デフレ」などそもそもなく、国が主張する「デフレ」の正体は、生活保護利用世帯にとっては無縁の新品パソコンやテレビの大幅な価格下落だったのです。買えない物の価格がいくら下がっても、保護費が余るはずがありません。引き下げの根拠は崩れ、保護費引き下げを取り消す勝訴判決を最初に勝ち取ったのが、2021 年 2 月 22 日の大阪地裁判決でした。

ところが、その後続いた裁判（札幌、福岡、京都、神戸、金沢、秋田）は原告敗訴の不当判決でした。これらの裁判所では、原告側の熱心な取り組みに

もかわからず、裁判官は耳を傾けず、国の言い分を鵜呑みにしました。のみならず、他の裁判所の判決文を丸写しするようなコピペ判決が社会問題となりました。

しかし、流れは変わります。昨年 5 月 25 日の熊本地裁では原告勝訴。続く 6 月 24 日の東京地裁でも、私たちとは別のグループ（はっさく裁判）が大奮闘し、勝訴判決を勝ちとったのです。東京地裁の判決は、他の全国の地裁への影響力も非常に大きく、全国での勝利をグッと引き寄せることになりました。さらに、10 月 19 日の横浜地裁判決も保護基準引き下げを違法とする 4 つ目の勝訴判決でした。

厚生労働大臣が行った保護基準の引き下げの取り消しを認めた判決がこれだけ積み重ねられたことは初めてのことであり、本当に画期的なことです。

今年は、さらに埼玉、宮崎などでの判決が予定されていますが、さらに重要なのが高等裁判所で最初の判決を迎える大阪高裁です。4 月 14 日に判決予定です。勝訴が維持されれば、最高裁での勝利確定に向けて大きな前進となりますので、大注目です。また、地裁敗訴だった名古屋高裁の裁判も今年中に判決が出る可能性が高く、ここで地裁の敗訴判決を逆転できれば、勝利は目前です。

●さんきゅうハウスの仲間も原告となっている東京地裁での裁判（新生存権裁判）は、全国の裁判のなかでもっとも遅いスタートでしたが、今年中には、原告の尋問まで実施される見込みです。判決は今年度中には出る可能性があります。全国の流れに乗って、今年も頑張ります。ご支援をよろしくお願い致します。



3年間の全国電話相談会から見たこと 奥田真帆（弁護士）

立川で活動している、弁護士の奥田真帆（おくだ・まほ、立川アジュール法律事務所所属）と申します。最近さんきゅうハウスさんのご協力をいただいでやってきた2つのとりくみについてご紹介します。

●「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る何でも相談会」

2020年4月、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が出され、法テラスや弁護士会の相談窓口など、それまであった公的な相談窓口がほとんど閉まってしまいました。これに危機感を覚え、何かできないものかと、さんきゅうハウスの吉田さんと相談し、ちょうど全国でフリーダイヤルを利用した電話相談会のとりくみが始まるということを知りつけて、多摩でもこの取り組みに参加して電話を受けようということになりました。2020年4月の第1回から始まり、コロナ禍の長期化にともなって継続的なとりくみになり、結局2022年12月まで、2カ月に1度のペースで全国いっせいの電話相談会が実施され、全部で17回を数えました。会場は、私の事務所や、健生会さんのほか、さんきゅうハウスさんにもご協力をいただきました。

相談担当者は、多摩地域の仲間の弁護士に加え、埼玉県立大学の大岡華子先生、健生会の看護師さんやソーシャルワーカーさん、労働組合のかた、そしてさんきゅうハウスさんに呼びかけていただいで多摩地域の市議会議員のみなさまにも大勢ご協力をいただいで、全17回をとおして多摩だけでも合計978件もの相談に対応することができました。全国では、相談件数は合計15125件にのぼりました。

相談内容は、始めの頃は10万円の定額給付金をはじめ助成金や支援制度の相談が多かったですが、次第に、物価高も相まって、もともと苦しかった生活がさらに厳しくなっているという障害・高齢世帯

からの相談や、生活が苦しいけれども生活保護はどうしてもうけたくないといった相談が目立つようになりました。中には、所持金も食べ物もなく緊急の支援につないだ件、もう死んでしまおうかと思っていたが支援窓口を教えてもらって救われたと言ってもらえた件もありました。

コロナ禍という危機に際して、3年間にわたり一緒にこのようなとりくみができたことは、とても心強く感じましたし、今後多摩地域にとって大きな財産になるのではないかと考えています。ご協力いただいたみなさま、大変ありがとうございました。

●「のぞいてみよう 貧困対策のリアル」

東京三弁護士会多摩支部司法修習選択プログラムは、司法試験に合格した人が、弁護士、検察官、裁判官になる前のトレーニングの期間として、1年間の司法修習があります。東京三弁護士会多摩支部では、私の所属している貧困問題対策プロジェクトチームが主催して、司法修習生に貧困問題や生活保護について知ってもらうための1日プログラムを実施しており、さんきゅうハウスさんにもご協力いただいています。2020年10月16日、2022年2月24日、2022年10月7日と、これまで3回実施しました。弁護士の講義や、生活保護利用者の実体験のお話、社会福祉協議会や市役所のかたのお話のほか、さんきゅうハウスさんのパートでは、大沢さんからこれまでの活動をご紹介いただき、その後吉田さんと対談形式で、活動する中でいろいろな苦労や、行政に改善してほしいこと、これからの法曹に心にとめておいてほしいことなどについてお話いただきました。コロナ対策のためリモート形式でしたが、これから弁護士・検察官・裁判官になる若い人たちに、仕事をしていく上で大切なお話をしていただきました。



2022 年年末～年始「困りごと相談会」開催 高見俊司(府中緊急派遣村 共同代表)

派遣村は、2009 年 2 月発足当初から年末に相談会を開催してきました。2020 年 3 月頃からコロナの影響が出始め、「生活困窮・雇用情勢の悪化」を引起こし、4 月に緊急事態宣言が発令された中、府中市において「コロナ困りごと相談会」を開催しました。呼掛けに応じ、多くの弁護士・看護師・現元市議、ボランティアが駆付け「感染対策」を施しながら、相談者の困りごとに耳を傾けました。2022 年 5 月までに市民相談会は、三多摩地域で 9 市にも及び、12 月 10 日には稲城市開催で第 10 回目を数える事となりました。そして前年に続き、「年末・年始相談会」を 3 市で連携しながら開催出来ました。（※2021 年 7 月に、「多摩地区 7 市連続コロナ困りごと相談会」という記録集を発刊しました。増刷 3 版、好評発売中）。

◎2022 年年末・年始困りごと相談会及び相談内訳

稲城市では当初市会議員の方が声掛けをし実行委員会が結成され、国立市では、生活福祉課が、2020 年「相談会実行委員会」に開催の提案を行い、協議の結果、開催の運びとなりました。国立市の開催日は、「役所休業日」ですが、生活福祉課職員が参加し、主に生活保護に関する相談を受付けたと聞いています。「休業中の開庁業務」は、全国的に見ても極めて「まれな」ケースと思われます。福祉に携わる職員が年末に向け困窮者に向き合うという姿勢は、高く評価されて良いのではと感じています。

市	月日	人数	弁護士	生活	労働	法律	教育	女性	食料	他	延件数
稲城市	12/10	41	4	18	8	7	3	0	25	5	66
府中市	12/18	70	4	8	2	10	2	1	65	5	93
府中市	12/30	80	2	13	4	7	4	0	68	10	106
府中市	1/2	23	1	8	3	2	1	0	20	2	36
国立市	12/30、1/3	125	2	10	8	5	2	5	95	0	125

● 相談体制の仕組み ・相談会には弁護士が駆付けた。全般的な相談を受けた。行政の弁護士相談に比べ「予約無し、時間も限定されず納得するまで、無料」という違いがある。相談時には弁護士＋サポーターの 2 人体制をとった。

- ・ 労働相談は、地域労組が相談にのり、具体的かつ即効性のある解決方法(団体交渉等)を目指した。
- ・ 生活相談には、相談員として、行政の仕組みを熟知・把握している市会議員がメインで対応。役所へ行く際には、原則、同行・同席というスタイルをとった。一人だと行政主導になり不安要素が増すという理由。
- ・ 各地域のフードバンクや社会福祉協議会と連携し食料品、衣料品等を準備・提供する事が出来た。

● 相談内容等について 2020 年頃は、雇用情勢悪化が原因で生活が成り立たなくなった方達の相談(生活保護や各種給付金の手続き等)が目立った印象であったが、最近はウクライナ侵攻や円安による物価高騰の直撃を受けた低所得層、特に年金生活者の相談が増えた。20 年 3 月からの「特例貸付」の返済が今年 1 月から始まるが、免除申請の時期を失った方や、未だ就労収入が安定しない方の返済に対する不安の相談が出始めた。精神的に不安定となった方達の相談(相談会のハシゴ等)は依然として見受けられ難しい対応に直面している。

- ・ 生活保護をと相談する年金受給者の中では、生活保護基準額をわずかに上回り、非課税世帯とはなれず生活保護制度を利用出来ない、国の一時金支給の恩恵を受けられない切実な困窮者の相談が増えた。

● 私達の活動の根底 国に対して憲法 25 条が保障している国民の生存権を忠実に履行しろという極めて簡素な要求である。多くの国民が日々の生活に苦しんでいるにもかかわらず、防衛費予算の増大や財源確保の為、増税を画策している事は全く真逆の政策である。私達市民活動の影響力は弱いかもしれないが、国や社会の責任を追及しつつ、生活困窮者への支援活動を継続していかなければならないと強く感じています。この通信を読まれている方達と連携して、大きな渦となる事を切望して止みません。

炊き出し弁当継続中!

さんきゅうハウスの活動

無料弁当配布 お米、パンなど食品お土産に

高木信雄

毎週土曜日の無料弁当配布は、この12月で2年半程になります。コロナ禍で始めた弁当配布です。当初は1年程度を予定していましたが、終わりの見えない状態です。当初20食ほどでしたが、最近は50食用意しても足りない状態です。必要とする人が増えています。「コロナで旦那が失業、DVが始まり、この立川に逃げてきた。生活保護を利用しているが、全然足りない。」「二人で働いていたが、精神疾患を患っていて仕事を休んでいる。妻の分もお願いしたい。」「バイトが復活したが前に比べて全然足りない。」など、ほんの一例です。コロナに加えウクライナ戦争、円安で消費者物価はかつて無く上昇し、生活はあっという間に困窮しています。食糧自給率があまりにも低い日本では、このような事態が以前から危惧されていましたが、政府は無策です。

お弁当のごはんは、生協からフードバンクを介して提供されているお米を使っています。ただ、そのお米の支援も3月までです。今年は7000品目の食品の値上げが予定されているとの報道もあります。お弁当配布がいつまで続けられるのか。補助金やカンパなどが頼りです。ご支援よろしくお願いします。

*お弁当配布の際に、フードバンクからの支援品(レトルト食品 缶詰 麺類 パック米 飲料 菓子類など)やパルシステム、近隣のパン屋さんから提供されるパンもお土産に持って行ってもらいます。食品の量や種類は様々です。賞味期限ぎりぎりの物や、中には切れている物がありますが、利用者と納得の上で持ち帰ってもらっています。

倉庫がキレイに片付く大切さ

星 将隆

「また、物資が来ているね。」「取りやすいように整理しないと。」

私達、さんきゅうハウス有志は、毎週火曜のみのわ通りの清掃の後にゴミをまとめたり、倉庫の整理を行っています。フードバンクから頂いている物資からアパートに移行された人の家具に至るまで、倉庫の中は常に物資であふれています。

土曜の食料配布を行う前に、「期限切れが近いよね。」「先に出すようにしたらどうだろう。」

困窮者のアパート入居時に、「新しい人が入居するみたい。」「おそらくこの家具必要だね。」「これは使えない。粗大ゴミじゃない。」

スタッフは、整理をしながらも考えさせられる、そんな日常です。

以前は、ガレージセールなども行ったりしていたのですが、最近はフードバンクの物資の配布拠点や入居される人達の支援などが中心になっています。

いろんな物資が届いて忙しい状況にある中でも、必要な人に必要な物が行き届くことを、日々願っているそんな整理の日常です。





さんきゅうハウス1年間の活動を振り返って

秋祭り



古いノートパソコンを提供してください

困窮者支援の一環で、若い人たちが社会復帰の第一歩としてパソコンが使えるようになるための練習用のパソコンを必要としています。

ノートパソコンの専門的なことは協力していただいている技術者の方によって Windows10 へのアップグレードされ、パソコンを必要とする方へお渡します。

さんきゅうハウスでは今まで3名の方に無料でパソコンを譲渡しました。困窮者の方々だと携帯電話をお持ちでない方が多くおられます。パソコンがあれば、Wi-Fi 環境の所に行ってアパートや就職の情報を収集したり、履歴書を書くこともでき就職活動に結びつけることができます。

個人でデータを消去できない場合は残ったままでも構いません。こちらで消去して利用者にお渡しします。しかし、起動できない、画面割れのある製品は、受け取り対象外となります。また、PC を起動するための「パスワード」を紙に書いて貼り付けておいてください。電源は揃っていることが望ましいです。さんきゅうハウスまで送付してください。

(申し訳ありませんが、送料はご自身で負担してください)



お雑煮会

今年は奮発し、みなさんがおせち料理を
食べられるように用意しました。



さんきゅうハウスをでて近くのアパートで生活
している坂本軍治（85 才）さん。この日は要介
護の認定が上がりヘルパー事業所のスタッフと
派遣時間や内容の打ち合わせ。（2022 年 9 月）



最高裁が管轄する司法修習生の研
修でさんきゅうハウスの活動を紹
介する大沢豊理事長と奥田真帆、
中田雅久弁護士。リモート研修の
ため弁護士が機材を持って中継
中。（2022 年 10 月 7 日）



さんきゅうハウスで相談活動



昨年 11 月に行われた東京都への緊急申し入れ。



さんきゅうカフェ シェアランチ活躍中！

さんきゅうカフェは、コロナにもめげず、月曜と木曜に開いています。毎回違うシェフのつくるおまかせランチ、小梅コーヒーさんの粉で淹れたコーヒーが好評です。それぞれに生き難さを抱えた私たちが集い、笑いあい、時には議論やケンカもし、ワイワイとにぎやかにやっている、地域に開かれた場となっています。お金の無い方にはシェアランチの仕組みもあります。

今回は新たにスタッフに加わってくださった、押田さんと、「こまっちゃん」こと小松さんに自己紹介を書いていただきました。また、最近常連のお客さんとしてお見えになっている大野さんにカフェの感想を書いていただきました。(むらしゅう)



新人スタッフ紹介

押田さん

私は押田美代子と申します。国立市に住んでおり、35分かけて歩いて通っています。去年の4月からさんきゅうハウスでカンパのパソコンの入力と礼状を出す手伝いをしています。

それまでは鍼灸の仕事をしていたのですが、コロナの影響でやめました。そんなところに縁があって手伝いをすることになり、経験のない仕事でしたがスタッフの方の丁寧な指導でなんとか仕事しています。

ハウスの事は良く知りませんでしたが、毎回カンパをしてくださる人たちやスタッフのいろいろな仕事を見て頭が下がる思いです。微力ですが手伝う事が出来嬉しく思っています。二階の事務所で仕事していますのでよろしくお願いします。

小松さん

さんきゅうハウスの皆様、初めまして。小松です。地元は三多摩で八王子→日野→立川と移ってきましたが、若い頃は20年都内におりました。

2020年のコロナ騒動もあり、生活困窮者の方々に何かできることはないかと個人的に考え、一人でも出来る支援をしておりましたが、大病の手術などもあってしばらく休んでました。だいぶ動けるようになったので「またお手伝いできることは無いか？」と探していたら...さんきゅうハウスさんの存在をネットで知って、飛び込んできた者です(笑)。

微力ながらも御奉仕させて頂きたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

こまっちゃんと呼んでください。



お客さんの感想 大野浩子さん

さんきゅうハウスいつもありがとう。健康で美味しいご飯ありがとう。

何かここに来ると幸せな気分になって帰るのが嫌になってしまう。住みついちゃおうかな！

そういうことは出来ないけど、こういうさんきゅうハウスみたいなのが近くにあると嬉しい。

いろいろ情報をもらえるし知らないこともご飯を食べながら福祉の情報ゲット出来る本当に有り難いところ。

よくよく考えたら閻魔鍋みたいだけど、いろいろな人の味があって本当に良いところ。

困ったらさんきゅうハウスに来たら、助かるよ！命繋がるよ。

希望はさんきゅうハウスみたいなチェーン店を作ってほしい。





追悼

村山雅美さん(享年 64 歳)

松門孝則さん(享年 68 歳)

人に甘えられない、ただただ気遣いの人 村山雅美さん 田中 彩

昨年の 8 月半ば村山雅美さん(享年 64 歳)が内臓疾患で亡くなりました。村山さんは元公務員でした。故郷は東北の町で 3 代続く公務員の家でした。結婚して 2 人の子供をもうけましたが離婚して家族と連絡を断ち、公務員もやめました。村山さんが「病院から逃げ出して」さんきゅうハウスの寮に来たのは 4 年前のことでした。その時の経緯を詳しく話してくれたことがあります。

「病院の院長に『アルコール性高血圧』と言われて入院を同意すると、付き添いで来た A 市の生活福祉課の 2 人はほっとした様子だった。病室にも同伴しようとした 2 人に、『家族も中に入れませんから!』と男性看護師が威丈高に言っていたのが印象的だった。入ったのは閉鎖病棟の大部屋。病棟には売店もなければ、自販機も冷蔵庫もなかった。お菓子やジュース類、タバコは用紙に記入して 3 日後に配布される決まりだった。ある朝目が覚めると寝ていた私の顔を同室の患者達がじっと見ていた。笑いながらよだれを垂らして。びっくりしてナースステーションにいても看護師は何も対応してくれなかった。部屋には監視カメラ、トイレは錠もなくて、プライベートは全くない。薬は朝・昼・晩に廊下に一列に並ばされ、看護師が監視している前で飲まなければならなかった。病棟にいた 50 人位の患者がいっせいにネズミみたいに口を開けて、薬が残ってい

ないか口の中を看護師が確認した。1 週間で逃げ出してなかったら気が狂っていただろう(村山さんの語り)。

村山さんは A 市からアルコール依存症の疑いがあると言われ精神科病院に半強制的に入院させられました。病院を脱走してホームレス状態だった彼はさんきゅうハウスの寮に入りました。入寮後はさんきゅうの仕事積極的に手伝っていました。真面目な性格で一度頼まれたことは断ることができず、どんどん抱え込んで辛くなりアルコールを飲むということを繰り返していた人でした。

さんきゅうハウスの寮を出た後、B 市のワンルームマンションで生活保護を利用し、ひとり暮らしを始めて 3 か月後の孤独死でした。月に一回は必ず私に電話連絡をくれました。亡くなる 2 週間前にも電話があり、方言の残る素朴な語り口調で「大丈夫、大丈夫、何も心配いらねえから」と私を安心させるのでした。人に甘えられない、ただただ気遣いの人でした。ご冥福をお祈りいたします。





困らせるけど心優しい人 松門孝則さん

大沢豊(さんきゅうハウス理事長)

年末の12月29日、松門さんが亡くなっているという連絡を受けて自宅に行ってみました。金銭管理などを手伝っている保佐人の方がアパートを訪れて発見したと言います。すでに警察の方が来て現場を確認されて、本人は入浴中に湯船の中で亡くなっていたようです。顔を確認したら穏やかな表情のままでした。1955年生まれの享年68歳でした。司法解剖の結果、死因は「虚血性心疾患」ということでした。

彼との付き合いは20年近くになるでしょうか、私が市議会議員だったころにアパートの家賃の問題で相談がありました。彼は付き合っているうちに分かってきたことですが、知的に障害があるような感じでした。九州出身で小学校時代はいわゆる「特殊学級」を卒業したようです。それでも東京ではちゃんと土建業の仕事をして2DKのアパートで自立して生活をしていました。しかし1998年頃に始まった日本全国の不況で失業して生活が成り立たなくなり、生活保護を利用して生活をしていました。

人におごったり、パチンコなどをしていたりしていたためか自らの生活は極めて困窮し、銀行のカードを闇社会に売ったりして銀行口座を作れなくなったり、何とか新しく口座を作った銀行でも知り合いにお金を巻き上げられたりして生活はちっとも安定しない人でした。それでも働く意欲はあって、土建業の人手募集があると聞くと現場に行き雇ってもらって働いたりしていました。しかし、様々な体の不

調があって手術をしたりして体は次第にボロボロの状態になっていきました。お金にはいつも困っていましたが、それでも厳冬期に公園で知り合った家の無い人を自分のアパートに泊めたりして、

心優しい人でした。結果的には、初めのアパートを汚くし過ぎて追い出されました。引っ越しの手続きは自分でやっても、最終的な引っ越しの荷物運びや部屋の掃除など全くしないので支援者がやりました。ネズミの糞だらけの部屋のごみを片付けていると、風呂場の湯船からネズミの水死体が出て来るなどめっちゃめっちゃな生活の跡がありました。

引っ越したアパートでも騒音問題などを起こしてご近所から苦情があり、度々訪問しては後始末をしていました。そんな彼も一生懸命に生きたと思います。必要な食料は何とか手に入れて（必要に応じて私たちが現物支給）生活していました。亡くなって九州のお兄さんに連絡しましたが上京出来なくて、私たちスタッフだけで最後のお見送りをし、火葬となりました。大変心に残る憎めない人でした。





支援者からのメッセージ

カンパをおよせくださったみなさまからのメッセージの一部を紹介させていただきます。

- ・応援しています。頑張ってください。(町田市 I さん)
- ・暑い中ご苦勞様です。どうぞお身体にお気をつけください。(入間市 S さん)
- ・カンパは炊き出しにお使いください。(日野市 F さん)
- ・「心の支援」はむづかしいですね。「心のきずな」をつなぎ続けていきましょう。(宝塚市 T さん)
- ・厳しさの増す情勢の下、皆様のご健闘をお祈りしています。(安曇野市 H さん)
- ・大切な活動を続けてくださり、ありがとうございます。公の制度的支援を求めることもだいじだと思います。(藤沢市 H さん)
- ・頭がさがります。高齢で継続的な支援は出来ず、単発的で少額ですが、足しにしてください。(狭山市 I さん)
- ・物価が上がって本当に大変。消費税を下げてほしいです。(船橋市 Y さん)
- ・大切なお働き頑張ってください。政治の貧困が一番の問題です。(高松市 T さん)
- ・わずかですが、しんどい思いをしてみえる方の支援に使ってください。(名古屋市 H さん)
- ・年金生活なのでこれが限度です。ほんの心ばかりですが。(世田谷区 S さん)
- ・複雑な事情を抱えた方の支援、難しい面がいろいろあるのですね。わずかですがお役に立てればと思っています。(横須賀市 S さん)
- ・戦争とは悪であり、国家の行う犯罪行為だ！(新潟市 I さん)
- ・街の中にホームレスの様な若い人を見かけ、さんきゅうハウスの方々の苦勞を思っています。ありがとう。(所沢市 I さん)
- ・弱い立場の人のために親身になって活動されていること、敬服の至りです。(立川市 H さん)
- ・皆様のご健康とご多幸、そして世界平和を心よりお祈り致します。(江別市 K さん)



カンパのお願い

日頃よりみなさまからのご支援に感謝しながら、カンパのお願いをします。

コロナ禍と物価高が元々ギリギリの生活をしていた生活困窮者の暮らしを直撃しています。さんきゅうハウスでは毎週土曜日の炊き出し弁当と食糧配布、カフェでのシェアランチの提供、住居を失った人や所持金のない人の SOS 対応、日常の見守り活動などを行っています。さんきゅうハウスを利用するみなさんは心身の不調、生きづらさ、暮らしにくさを抱えながらも、地域で尊厳ある自立した生活を望んでいます。だれもがふつうの生活ができるよう、さんきゅうハウスの活動にご協力ください。

【提供してほしい物品】

テレカ、お米、食糧、電子レンジ、炊飯器、テレビ、新品下着、靴下、新品タオル、Tシャツ、スウェットパンツ、Gパン、スニーカー、ケータイ端末、パソコン、コンロ

【カンパ振込先】

☆郵便振替

口座番号：00100-4-487905

口座名：さんきゅうハウス